

2023年3月8日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社に対する臨時株主総会に関する
各質問状への回答の受領に関するお知らせ

当社は、2023年2月27日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する『臨時株主総会に関する追加質問状(1)』及び『臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書』の送付に関するお知らせ」及び同月28日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する『臨時株主総会に関する追加質問状(2)』の送付に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、同年3月16日に開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に関して、リ・ジェネレーション株式会社(以下「提案株主」といいます。)に対し、2023年2月8日付けで「質問状」を交付し、同月20日付けで、提案株主より、当該「質問状」に対する回答(以下「本回答」といいます。)を受領しました。しかしながら、既にお知らせしておりますとおり、「本回答」には、当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留まるものや、合理的な理由もなく回答を拒否するものが多数含まれていたほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとするものもあり、「本回答」は、本臨時株主総会での議案の審議における株主の皆様の判断に際して、提案株主が提案した4名の取締役候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連して、必要又は参考となる情報を十分に開示したものととは到底評価することができないといわざるを得ませんでした。そのため、当社取締役会は、提案株主に対して、十分な回答がなされていない質問事項について真摯な回答を要請すべく、2023年2月27日付けで「臨時株主総会に関する追加質問状(1)」を送付しております。

また、2023年2月28日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する『臨時株主総会に関する追加質問状(2)』の送付に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、上記「臨時株主総会に関する追加質問状(1)」に加えて、本臨時株主総会の基準日における当社株主名簿の精査及び関連する調査を行った結果、直近で当社の株主となった人物ないし法人(及びそれら人物ないし法人の関係者)と、提案株主ないし提案株主代表者尾端友成氏との関係性についても提案株主にご説明を頂くことが、本臨時株主総会における議案の審議に際しての当社株主の皆様判断に際して必要又は参考となると考えられたため、当社は、提案株主に対して当該事項について質問を行うべく、2023年2月28日付けで「臨時株主総会に関する追加質問状(2)」(以下、臨時株主総会に関する追加質問状(1)及び臨時株主総会に関する追加質問状(2)を総称して「追加質問状」といいます。)を送付しております。

これに対して、2023年3月7日（火曜日）に、提案株主の代理人から当社の代理人に対して、追加質問状に対する3月6日付けの回答（以下「本回答（2）」といいます。）をファクシミリで受領いたしましたので、お知らせいたします。当社が提案株主から受領した「本回答（2）」については、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nagahori.co.jp/>）に掲載いたします。

もつとも、「本回答（2）」の内容は、当社からの質問に対しては実質的には何ら追加の回答をしていない又は依然として極めて抽象的な回答に留めるものであって、且つ、それ以上の回答を行う意思がないことを明らかにするものであります。このため、当社としては、これ以上提案株主に対して質問を行っても、本臨時株主総会での議案の審議における株主の皆様判断に際して必要又は参考となると考えられる情報を提案株主から開示頂くことは困難と判断し、本臨時株主総会までに、従前繰り返し質問しているにも拘らず、回答頂けていない事項については、基本的に追加の質問を行わない予定です。

また、本回答（2）においても、提案株主は、当社に対し、従前から質問されていたのと同様に、①当社子会社の株式会社仲庭時計店の不正事案に関する質問、②当社の第61期定時株主総会で選任された長沢伸也取締役（以下「長沢取締役」といいます。）の選任理由に関する質問、③当社が本臨時株主総会で社外取締役に選任を予定している洲桃麻由子氏（以下「洲桃氏」といいます。）の選任理由・独立性に関する質問、④当社のアドバイザー費用に関するもの、⑤株式取扱規程の開示に関する質問を繰り返されています。しかしながら、①については当社が2023年2月22日に公表した「臨時株主総会招集ご通知」（以下単に「招集通知」といいます。）の別紙に添付した「株式会社仲庭時計店の不正事案に係る報告要旨」において、各不正事案の概要及び当社の対応に関する外部の専門家である弁護士の評価を掲載しており、②については、当社の2022年6月14日付け「第61期定時株主総会招集ご通知」の30頁に記載したほか、当社が2023年2月27日付けで公表した提案株主に対する「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」（以下単に「回答書」といいます。）の3～4頁でも詳細をご説明しており、③については、招集通知6～7頁及び回答書の4～6頁で詳細をご説明しており、④については、回答書の6～7頁で詳細をご説明しており、⑤については、回答書の7～8頁で詳細をご説明しておりますので、当社として既に十分な情報を開示していることは明らかであり、提案株主の質問は当該開示済みの内容を踏まえたものとはいえません。このように提案株主が同趣旨の質問を繰り返されるのは、当社からの質問に対して回答をすることを回避することを目的としているに過ぎないものと言わざるを得ませんので、当社としては、本臨時株主総会までにこれ以上の回答を行わない予定です。

なお、当社とは異なり、リ・ジェネレーションは、自社のホームページにおいて、同社の主張のみしか掲示していませんので、株主の皆様におかれましては、この点を十分にご留意頂き、当社が既に開示済みの情報も含めて、慎重にご検討頂きますようお願い申し上げます。

以上